

大田原市新庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及び
デジタルサイネージシステム構築事業にかかるプロポーザル評価基準

1 趣旨

この基準は、大田原市新庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業及びデジタルサイネージシステム構築事業の受託者を公募型プロポーザル方式で特定するに当たり、大田原市プロポーザル実施要綱（平成23年告示第80号。以下「要綱」という。）第12条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 提案の審査及び評価

提案の審査及び評価は、要綱第5条の規定に基づく審査会が行う。

3 評価基準

下記に掲げる項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価の視点	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> システム導入・維持管理業務の受託実績は十分か。 広告審査等において、社内基準を設ける、外部団体に審査を依頼するなど、有効な体制を整えているか。 	20
システムの仕様	<ul style="list-style-type: none"> システムの仕様、数量等が要件を満たしている提案となっているか。 システムが職員にとって使いやすく、効率的な業務の運用ができるものであるか。 システムが来庁者にとって分かりやすく、適切であるか。 	30
広告表示モニターの仕様	<ul style="list-style-type: none"> 画面等のレイアウトやデザインが来庁者にとって分かりやすく、適切であるか。 行政情報等の更新時に、職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか。 	20
保守管理体制、緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な保守点検が適切かつ効果的に行えるメンテナンス体制を備えているか。 機器等の導入後のフォローや、問合せ対応が行える体制が整えられているか。 	20
アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する独自の提案がなされているか。 特に優れた点や、他事業者と比較して優位な点はあるか。 	20
プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 説明が分かりやすいか。 質問等への応答性、的確性があるか。 	10
合 計		120